寒川町審議会等の委員の公募に関する規則新旧対照表 改正案 現行 ~ 略 ~ ~ 略 ~ (応募がなかつた場合等の取扱い) (応募がなかつた場合等の取扱い) 第11条 公募を行つた場合において、応 第11条 公募を行つた場合において、事 募人員が公募する委員数に満たなかつ 務局は、次の各号のいずれかに該当する ときは、公募の例により再公募を行う たとき、又は第9条の規定による選考の 結果委員とするべき者がいなかつたと きは、選考委員会の決定を経て、事務局 が委員を選任するものとする。ただし、 ものとする。 選考委員会が特に必要と認めるときは、 再公募を行うことができる。 (加える) (1) 応募人員が公募する委員数に満た なかつたとき。 (加える) (2) 第9条の規定による選考の結果委 員とするべき者が公募する委員数に 満たなかつたとき。 2 前項の規定による再公募を行つた場 (加える) 合においてなお同項各号のいずれかに 該当するときは、事務局は、公募委員が 公募する委員数に達するまで同項の規 定による再公募を行うものとする。ただ し、当該審議会等の運営上やむを得ない ときは、事務局は、選考委員会及び町長 の承認を得て、再公募を行わないことが で<u>きる。</u> (公募の特例) (加える) 第12条 前条の規定にかかわらず、同条 第1項各号のいずれかに該当する場合に おいて、当該審議会等の性質上やむを得 ないときは、事務局は、選考委員会及び 町長の承認を得て、公募委員を選任する ことができる。 (委任) (委任) 第13条 (略) 第12条 (略) ~ 略 ~ ~ 略 ~ 附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行

<u>する。</u>